

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第70号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「又は同条例」を「, 同条例」に改め, 「別表第3に掲げる手数料」の右に「又は京都市印鑑条例第27条第1項に規定する手数料(印鑑登録証明書に係るものに限る。)」を加え, 同条第2号中「別表第6」を「別表第7」に改め, 同条第8号中「第34条第1項」を「第53条第1項」に改め, 同条第9号及び第12号中「別表第6」を「別表第7」に改め, 同条第13号中「別表第6」を「別表第7」に, 「, 道路」を「若しくは道路」に改め, 「若しくは公文書を閲覧に供する事務(道路の境界図の閲覧に係るものに限る。)」に係る手数料」を削り, 同条第15号中「手数料」の右に「, 京都市証明等手数料条例別表第6に掲げる手数料又は同条例別表第7に掲げる住民票の不存在に関する証明書の交付に係る手数料」を加える。

附 則

この規則は, 公布の日から施行する。

(会計室)